

当病院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

【入院基本料に関する届出事項】

療養病棟入院基本料；療養病棟入院料 1

入院患者様20人に1人以上の看護職員（うち看護師が2割以上）、入院患者様20人に1人以上の看護補助者を配置しております。

なお、実際の看護要員の配置については、各病棟のナースセンター前の掲示板をご覧ください。

当病院においては、患者様の負担による付添い看護は行っていません。

【九州厚生局長への届出事項に関する事項】

療養病棟療養環境加算 1

診療録管理体制加算 3

CT撮影〔16列以上64列未満のマルチスライス型〕

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

データ提出加算 1・データ提出加算 3 □〔医療法上の許可病床数が200床未満〕

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・入院ベースアップ評価料

【入院時食事療養及び入院時生活療養に関する事項】

入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）

医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士が管理する食事を適時・適温で提供しています。

	朝食；	7時30分
配膳時間	昼食；	11時30分
	夕食；	18時00分

医療法人 日新会 稻永病院